

令和3年4月14日
相模原市発表資料

障害者等移動支援事業の支払システムへのデータ誤送信について

障害者等移動支援事業（以下「移動支援事業」という。）の令和3年4月の給付費の請求において、一部の事業所に対して、かながわ自立支援給付費等支払システム（*）による支払が行えない事案が発生しましたので、お知らせします。

本件につきまして、移動支援事業所の皆様に対し、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

* かながわ自立支援給付費等支払システム（通称：かながわシステム）

県内の全市町村が共同で使用しているシステムで、システムの管理は神奈川県国民健康保険団体連合会が行っています。

1 概要

移動支援事業は、障害のある方が外出する際に支援を行うもので、本市の指定を受けた移動支援事業所がサービスを提供しています。

移動支援事業の給付費については、事業所が「かながわシステム」に送信した請求に係る情報と本市が福祉システムで作成し「かながわシステム」に送信した支給決定者情報を照合の上、支払が行われます。

支給決定者情報を送信する際は、本来、最新の支給決定者情報のみを送信するところ、令和3年4月5日（月）に本市が「かながわシステム」に送信した支給決定者情報については、最新の支給決定者情報と併せて過去の支給決定者情報を送信してしまったことから、「かながわシステム」で正常な処理による給付費の支払が行えなくなったものです。

※ 4月に「かながわシステム」による支払が行えない事業所等の状況

	影響があった事業所数等
事業所数	52事業所
請求件数	119件
給付額	5,089千円

* 移動支援事業をご利用の方に対する影響は生じていません。

2 原因

移動支援事業の支給決定者情報を本市の福祉システムで作成する際、職員が条件設定（パラメータ）を誤ったため、正しくないデータが含まれた支給決

定者情報を作成し、当該データを「かながわシステム」に送信したことから異常が発生したものです。

3 対応

対象の事業所へは、個別に謝罪の上、説明を行いました。

「かながわシステム」による支払が行えない給付費については、今後、各事業所のご意向を確認の上、代替方法等による支払を行います。

4 再発防止策

今回の原因となった事務については、マニュアルに基づき処理を行っていましたが、支給決定者情報を福祉システムから「かながわシステム」に送信するまでの一連のマニュアルについては作成しておらず、また、一部の担当職員のみで事務を行っていたことから、適正な処理を行うことができませんでした。

今後は、一連のマニュアルを作成し、必ず複数の職員によるチェックを行い再発防止に努めてまいります。

〈お問合せ先〉

高齢・障害者支援課

直通電話042-769-8272

対応責任者氏名 宮地 誠一郎